

(給与収入のみを有しており確定申告をしない納税者用) の記入例

平成 **20** 年度分 市町村民税 県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書
(給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用)

第五十五号の三様式

受付印	現住所	瑞穂市別府1288番地	宛名コード
	1月1日の住所	同上	台帳番号
瑞穂市町村民長様 提出年月日 平成20年3月1日	住宅借入金等特別控除の対象となる物件の所在地	同上	電話番号 058-327-4112
	フリガナ	ミズホ タロウ	生年月日
	氏名	瑞穂 太郎	印 瑞穂 印 明・大 昭・平 40.1.1

地方税法附則第5条の4第1項及び第6項の規定の適用を受けたいので、同条第3項及び第8項の規定に基づき申告します。

1 所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項【平成11年から平成18年の間に取得等し、居住の用に供したものに限定】

居住開始年月日 住宅借入金等の 年末残高合計額 (注1)	新築又は購入	平成17年10月10日	22,500,000 円
	増改築等	平成 年 月 日	

①~③にそれぞれ記入してください。

2 市町村民税・県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

(単位：円)

前年分の所得税の住宅借入金等特別控除可能額	①	225,000	(注1) 2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築を購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る年末残高及び居住年月日をそれぞれ記載してください
前年分の給与所得控除後の給与等の金額	②	3,460,000	
前年分の所得控除の合計額	③	2,040,000	
前年分の所得税の課税総所得金額	④ (②-③)	1,420,000	(注2) 「平成十八年所得税法等改正法施行前の所得税相当額」とは、所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十五号)第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第四条等の一部を改正する法律(平成十一年法律第八号)第四条等の一部を適用し、
④に対する所得税額相当額	⑤	142,000	
租税条約実施特例法における利子・配当	⑥		国外から受ける利子、収益の分配、懸賞金付預金等及び給付補てん金等がある場合には、これらの所得に係る所得税額の合計額を記載してください
⑤ + ⑥	⑦	142,000	
前年分の所得税額(税額控除前)	⑧	71,000	
①と⑦のいずれか少ない方の金額	⑨	142,000	
市町村民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除見込額(⑨ - ⑧)	⑩	71,000	(マイナスの場合は、0)
市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額(⑩ × 3/5)	⑪	42,600	⑩ × 3 ÷ 5 (1円未満切り捨)
県民税の住宅借入金等特別税額控除額(⑩ × 2/5)	⑫	28,400	⑩ × 2 ÷ 5 (1円未満切り上)

(市町村提出用 ①)

注意 この申告書の記載に当たっては、記載要領を参照してください。

平成19年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所 瑞穂市別府1288番地	氏名 瑞穂 太郎	(受給者番号) (フリガナ) ミズホ タロウ (役職名)
種別	給与・賞与	支払金額	給与所得控除後の金額
		5,000,000	3,460,000
源泉徴収税額			2,040,000
控除対象配偶者の有無	控除の額	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)
有	0	1	0
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
500,000	100,000	50,000	71,000
(摘要)	妻・花子 子・一郎	居住開始 H17.10.10	国民年金保険料等の金額
住宅借入金等特別控除可能額	225,000		
配偶者の合計所得			182,000
個人年金保険料の金額			22,000
旧長期損害保険料の金額			
未成若年者	配偶者	寡婦	勤労学生
0	0	0	0
支払者	住所(居所)又は所在地 瑞穂市別府〇〇〇〇番地〇〇	氏名又は名称	税務 株式会社

④ 前年(19年)分の所得税の課税総所得金 ②-③(1,000円未満切捨て)
3,460,000円 - 2,040,000円 = **1,420,000円**

⑤ ④に対する旧税法により算出した所得税額相当分
税源移譲前の所得税の速算表(④の額に応じて下記の計算式で計算する)

課税される所得金額 (④の金額)	計算式
1,000円から 3,299,000円まで	④ × 10%
3,300,000円から 8,999,000円まで	④ × 20% - 330,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	④ × 30% - 1,230,000円
18,000,000円以上	④ × 37% - 2,490,000円

④の金額を当てはめて計算すると
1,420,000円 × 10% = **142,000円**

⑧ ④に対する新税法により算出した所得税額相当分
税源移譲後の所得税の速算表(④の額に応じて下記の計算式で計算する)

課税される所得金額 (④の金額)	計算式
1,000円から 1,949,000円まで	④ × 5%
1,950,000円から 3,299,000円まで	④ × 10% - 97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	④ × 20% - 427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	④ × 23% - 636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	④ × 33% - 1,536,000円
18,000,000円以上	④ × 40% - 2,796,000円

④の金額を当てはめて計算すると
1,420,000円 × 5% = **71,000円**